

岩手県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年5月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
和賀診療所	北上市和賀町堅川目2地割18番地	平成29年2月28日